

平成31年度獣医師修学資金のご案内

獣医師を志す獣医学生のみなさんへ

大分県では、獣医系大学卒業後、大分県内で産業動物獣医師及び県職員として従事しようと考えている学生の皆さんに対し、修学資金を貸与し、県内就業の支援をしています。

この修学資金には以下の2つの種類があります。

【A型修学資金】（国事業）獣医師養成確保特別修学資金貸与事業

就業先条件：大分県内で産業動物獣医師等として従事。

大分県職員（家畜保健衛生所等）

家畜診療施設（農業共済組合等）

【B型修学資金】（県事業）大分県獣医師確保特別修学資金給付事業

就業先条件：大分県職員限定（農林水産部及び公衆衛生部局）

1. 募集人数
- | | | | | |
|--------|----|---|---|----------|
| A型修学資金 | 5名 | ・ | ・ | 1年生以上を対象 |
| B型修学資金 | 3名 | ・ | ・ | 3年生以上を対象 |

2. 募集締め切り 平成31年7月31日（水）
- ※募集人数に満たない場合は、引き続き募集するので、募集期間終了後にご相談下さい。

3. 対象者（以下の全て満たす方です。）

- (1) 獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻している学生
- (2) 獣医師免許取得後、上記条件の就業先で業務に従事しようとする者。

4. 修学資金制度の概要

- (1) 貸与期間は修学資金貸与者に決まった学年の4月から6年生の3月まで（但し、休学、停学、留年等の期間は貸与停止）とし、貸与年数はA型6年、B型4年を限度とします。
- (2) 貸与額 月額10万円以内
但し、私立大学において獣医学を専攻する学生の貸与基準額は月額18万円以内とする。
貸与額は獣医学生、大分県、大分県畜産協会の協議により決定します。

- (3) 修学資金の貸与者は、大分県と協議の上決定されます。
- (4) 獣医師免許取得後、就業先条件の就業先で貸与期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大 10 年間）以上となったときは、修学資金の返還が全額免除されます。
 - イ) 修学資金の貸与月額が 12 万円以下の貸与期間は、係数を 2 分の 3 とする。
 - ロ) 修学資金の貸与月額が 12 万円を超える貸与期間は、係数を 3 分の 5 とする。

5. 修学資金の返還

以下のような場合には、貸与金額に 10.95% の加算金を加えて全額一括返還となります。

- (1) 大分県知事が修学資金貸与者として適当でないと認め、修学資金契約を解除したとき。
- (2) 獣医師国家試験受験資格を取得した日から、2 年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 獣医師免許取得後、就業条件の就業先で業務に従事しなかったとき。
- (4) 従事期間が修学資金の貸与期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大 10 年間）に達せず、途中で辞めた場合、残余期間相当分を返還。
 - イ) 修学資金の貸与月額が 12 万円以下の貸与期間は、係数を 2 分の 3 とする。
 - ロ) 修学資金の貸与月額が 12 万円を超える貸与期間は、係数を 3 分の 5 とする。

6. 申請方法

(1) 提出書類

1) 獣医師養成確保修学資金貸与申請書

連帯保証人は生計を別にする 2 名が必要。

連帯保証人のうち 1 名は父、母、親権者、未成年後見人。

但し、これらの者がいない場合は、この限りでない。

2) 大学の学長又は学部長の推薦書

3) 健康診断書

4) 戸籍謄本

5) 学業成績証明書（前年度に係るもの・新規大学入学者は在学証明書又は入学許可書の写し）

6) 父、母、親権者又は未成年後見人の年間の所得を証明することができる書類。（市町村が発行する前年の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

(2) 提出先 〒870-0844

大分県大分市大字古国府 1220 番地

公益社団法人 大分県畜産協会 家畜衛生課 あて

問い合わせ先 ○公益社団法人 大分県畜産協会 家畜衛生課

TEL : 097-545-6595

FAX : 097-554-4049

○大分県農林水産部畜産振興課 衛生環境班

TEL : 097-506-3678

FAX : 097-506-1762

